

指定訪問介護・第一号訪問重要事項説明書

1 事業所の概要

(1)事業者

法人名	社会福祉法人 那須烏山市社会福祉協議会
法人所在地	栃木県那須烏山市田野倉85番地1
電話番号	0287-88-7881
代表者氏名	会長 樋山 洋平
設立年月日	平成17年10月3日

(2)事業所

事業所名	那須烏山市社会福祉協議会 訪問介護事業所
所在地	那須烏山市中央2丁目17番13号
電話番号	0287-83-8178
介護保険指定番号	栃木県(0971500012)

(3)職員体制

区分	員数	勤務体制	資格	業務内容
管理者	1	常勤	社会福祉主事 1名	事業所の管理
サービス提供責任者	4	常勤4	介護福祉士 4名	訪問介護、第一号訪問サービス業務の調整
訪問介護員等	21	常勤4 非常勤17	介護福祉士 12名 ヘルパー2級 6名 准看護師 1名 初任者研修 2名	訪問介護、第一号訪問サービスの提供
従事者	1	非常勤	いきいきヘルパ-養成研修 1名	緩和された第一号訪問サービスの提供
事務職員	1	常勤		会計事務

(4)営業日、営業時間及びサービス提供地域

営業日・営業時間	平日の午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	原則として 午前8時30分～午後6時00分
休日	土・日曜日、祭日、年末・年始(12月29日～1月3日)
サービス提供地域	那須烏山市

(5)事業所が行っている他の事業

・居宅介護支援事業……………1か所(本所)

2 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)サービス

- ①身体介護 入浴介助、排泄介助、食事介助、体位変換、通院介助、更衣介助等
- ②生活援助 調理、洗濯、掃除、買い物等
- ③乗降介助 通院等のための乗車又は降車の介助
- ④その他 介護に関する相談等

(2)利用料金

①訪問介護

身体介護	サービス時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分増すごと
	利用料金(1割)	163円	244円	387円	567円	82円
(2割)	326円	488円	774円	1134円	164円	
(3割)	489円	732円	1,161円	1,701円	246円	
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	サービス時間	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに				
	利用料金(1割)	+65円(195円を限度)				
	(2割)	+130円(390円を限度)				
	(3割)	+195円(585円を限度)				

生活援助	サービス時間	20分以上 45分未満	45分以上	※45分以上の生活援助は 60分未満で行います。
	利用料金(1割) (2割) (3割)	179円	220円	
		358円	440円	
		537円	660円	
乗降介助	サービス時間	1回ごとに		
	利用料金(1割) (2割) (3割)	97円		
		194円		
		291円		

## ②第一号訪問

サービス種別	訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービス(緩和した基準による)
週1回程度(1割) (2割) (3割)	287円(月4回超 1,176円)	226円(月4回超 994円)
	574円(月4回超 2,352円)	452円(月4回超 1,988円)
	861円(月4回超 3,528円)	678円(月4回超 2,982円)
週2回程度(1割) (2割) (3割)	287円(月8回超 2,349円)	226円(月8回超 1,959円)
	574円(月8回超 4,698円)	452円(月8回超 3,918円)
	861円(月8回超 7,047円)	678円(月8回超 5,877円)
週2回超(1割) (2割) (3割)	287円(月12回超 3,727円)	226円(月12回超 2,944円)
	574円(月12回超 7,454円)	452円(月12回超 5,888円)
	861円(月12回超 11,181円)	678円(月12回超 8,832円)
加算	加算あり(初回、処遇改善等)	加算あり(初回)

## ③加算料金(利用料金1割負担の例)

加算の種類	利用料金	サービス内容
初回加算	200円	初回到サービス提供責任者がサービス(又は同行)をした場合
緊急時訪問介護加算	100円	緊急時等、利用者や家族等からの要請を受けて、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数(利用料)の100/1000(10.0%)を料金に加算	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数(利用料)の182/1000(18.2%)を料金に加算	

## ④交通費

- ・那須烏山市(サービス提供地域)にお住まいの方は無料です。
- ・上記以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。  
(サービス提供地域を出てから10km未満300円、10km以上500円)

## ⑤解約

- ・利用者は、いつでも解約でき、解約料は一切かかりません。

## ⑥利用の中止

- ・サービスの中止をするときは、当事業所にご連絡ください。
- ・利用者の都合で、サービス利用当日までに事前連絡がなく、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問してしまった場合、キャンセル料:300円をいただきます。  
※但し、利用者の容体急変で急を要し連絡できなかった等のやむを得ない事情がある場合を除く。

## ⑦利用料金のお支払い方法

- ・原則として金融機関口座からの自動引き落としです。(手数料はかかりません)
- ・利用料金は、1ヶ月ごとにご請求し、翌月25日に引き落としとなります。
- ・引き落とし確認後、領収証を発行します。
- ・ご利用できる金融機関 ゆうちょ銀行・那須南農業協同組合・烏山信用金庫

## ⑧サービスに関する注意事項

- ・サービスの時間は、実際のサービス時間ではなく、訪問介護計画に計画された時間を目安とします。
- ・早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)は、25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は、50%増しとなります。
- ・2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、利用者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

### 3 事業者の守秘義務

- (1)事業者又は職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- (2)那須烏山市社会福祉協議会訪問介護事業所がサービスを提供する上で必要な利用者及び家族等の個人情報、サービス担当者会議等で用いることに同意していただきます。

### 4 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、速やかに、主治医及び家族等へ連絡し、必要な措置を講じます。

### 5 虐待の防止のための措置

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②苦情解決体制の整備
- ③訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ④虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について訪問介護員への周知

### 6 身体拘束等の禁止

- (1)本事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとします。
- (2)本事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3)本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとします。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底
  - ②身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

### 7 感染症対策等

事業所は、事業所内において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- ① 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。
- ③ 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底します。

### 8 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 9 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 10 苦情処理の体制

- (1)利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2)相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するために体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①苦情や相談があった場合、担当はお話を聞き、ご自宅へ伺うなど状況の把握や事実確認に努めます。
- ②担当者は速やかに管理者に状況報告し、利用者または家族の立場に適切した対処方法を検討します。
- ③検討内容は適宜連絡します。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家族へ報告します。
- ④苦情または相談内容は真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従事者全員で検討します。

(3)苦情・相談窓口

事業所	那須烏山市社会福祉協議会
苦情相談窓口	渡邊 弥生
電話番号	0287-83-8178
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
苦情解決責任者	事務局長 福田 守

保険者	那須烏山市健康福祉課介護保険係
電話番号	0287-88-7115

栃木県国民健康保険団体連合会	
電話番号	028-643-2220

### 11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

訪問介護及び第一号訪問サービスの提供開始に際し、利用者に対して契約書とともに本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

事業者 那須烏山市社会福祉協議会 訪問介護事業所

説明者 サービス提供責任者 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付、説明を受け、了承しました。

利用者 住所 那須烏山市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印